

令和5年度 事業計画書

『事業活動の基本方針』

本市基幹産業としての農業の振興のため、山形市及び農業委員会の農業振興施策及び農業協同組合の営農振興計画と連携・調整を図りながら、「農業振興部門」及び「青果部門」では、認定農業者等の担い手農家の育成とともに、農業サポーター制度の活用による農作業の支援に努めてまいります。また、青果物の需給均衡を図り、農家の安定生産による経営安定に結びつけるため、価格安定事業に取り組みます。「事業部門」では、農家が効率的かつ安定した生産・経営活動ができるよう各種農作業や無人ヘリによる防除業務の受託と併せ、無人ヘリオペレーター安全飛行技術研修会やオペレーター確保のため資格取得の事前研修会を開催いたします。「施設部門」では、市農業研修センターの管理運営業務や市西蔵王放牧場の管理業務を継続して受託し、施設の維持・管理業務に取り組みます。これらのことにより、農家経済の安定化を図り、地域社会の発展に努めてまいります。

1. 農業振興部門

【農業振興事業】

社員・関係機関並びに関係団体との連携を密にして、認定農業者や担い手農家育成のため、農業技術の向上と経営改善に向けた各種講座や研修会の開催に取り組みます。また、農業従事者の高齢化に伴う農繁期の担い手不足の解消に向け、農業サポーター制度の充実を図るほか、「野菜づくり実践講座」と地元野菜の魅力を学ぶ「野菜ソムリエ講座」を開講し、農業支援の拡大に取り組みます。また、一般市民から農業への理解を得るため、地産地消・食育の推進を基本に、農産物の収穫体験や手作りの「味噌」や「漬物」の講座を農業研修センター事業と併せて開催し、地域農業の振興に努めてまいります。

2. 青果部門

【青果物価格安定事業】

青果物の需給均衡を図る目的として、必要な情報の収集と情報の提供に努めながら、県青果物生産出荷安定基金協会が実施している対象野菜以外の品目で、地場特産の主要12品目を対象に出荷期間・契約数量・保証基準価格を定め、平均販売価格が保証基準価格を下回った品目について、予算の範囲内で生産者補給金を交付し、生産者の経営安定と消費者への安定供給に努めてまいります。

3. 事業部門

【農作業受託事業】

生産組織や農業協同組合並びに農業団体等と連携し、農作業等の情報収集と受託事業の推進を図ってまいります。

[農作業受託事業計画]

作業種目	令和5年度計画 (ha)
耕うん	2.0
代かき	5.0
田植え	8.0
稲刈り	14.0
無人ヘリ防除	2,650.0
そば刈り	13.0
合計	2,692.0

(1) 機械作業受託業務(耕うん・代かき・田植え・稲刈り)

高齢農業者や兼業農家及び老朽化した機械を持つ農家等を中心に、各種の機械作業を受託し、農家の作業を支援してまいります。

(2) 無人ヘリコプターによる防除受託業務

山形市航空防除協議会からの委託を受け、各地区防除組合等と連携を図りながら、オペレーターを活用して、良質米生産のための病虫害防除作業を適期に実施してまいります。なお、作業の際は、周辺住民の住環境に配慮しながら、安全を最優先にし、かつ効率的な防除を実施してまいります。

(3) そば刈り受託業務

山形農業協同組合及び各地区そば生産組合との連携を図りながら、刈り遅れなどが生じないように、汎用コンバインの刈取り日程調整と作業の進捗管理に努めながら、受託業務を適切に実施してまいります。

(4) 一般農作業受託業務

畔塗り作業や果樹の剪定作業、遊休地・耕作放棄地の解消に向けた圃場の草刈り・防除・耕うん作業等の受託による農家支援とともに、一般市民からの農作業依頼にも対応してまいります。

【無人ヘリオペレーターの技術研修と機種拡張研修】

安全な防除作業には、オペレーターの操作技術向上が必須であることから、シミュレーションヘリと実機による安全飛行技術研修会と、新機種更新に伴う機種拡張研修会を開催し、オペレーターの操作技術向上に努めてまいります。

(現在の作業従事オペレーター数は37名)

4. 施設部門

【山形市農業研修センターの管理運営業務】

平成31年度(令和元年度)から5か年間、山形市から指定管理者の指定を受け、研修センターの設置目的を達成するため、農業経営・担い手育成・食育などの各種研修事業を開催しながら、施設の効率的な運営と適切な維持管理に努めてまいります。

【山形市西藏王放牧場の管理業務】

山形市から業務委託を受け、西藏王放牧場の草地や放牧牛の育成管理及び牧野や施設の維持管理に努めてまいります。

また、有害鳥獣(イノシシ)駆除業務を実施してまいります。

[資料 1]

令和 5 年度青果物生産出荷計画

一般社団法人山形市農業振興公社業務方法書第 3 条並びに第 4 条の規定に基づき、生産者補給金の対象となる令和 5 年度青果物生産出荷計画を次のとおり策定する。

1. 対象品目・期間・農家数・生産面積・出荷数量

対象品目	対象期間 (月)	対象農家数 (戸)	生産面積 (ha)	出荷数量 (kg)
五 月 菜	2. 3. 4	15	2. 0	9, 000
セ ル リ ー	5. 6. 10. 11. 12	25	8. 5	390, 000
せ り	1. 12	5	2. 0	2, 000
し し と う	7. 8. 9	20	3. 0	7, 000
か ぼ ち ゃ	7. 8	20	5. 0	10, 000
キ ャ ベ ツ	9. 10. 11	40	8. 0	11, 000
せ い さ い	10. 11. 12	20	7. 0	8, 000
は く さ い	10. 11. 12	20	6. 3	16, 000
ほうれんそう	1. 2. 3. 10. 11. 12	30	5. 5	13, 500
小 な す	5. 6. 7. 8. 9. 10	100	17. 0	200, 000
チ ン ゲ ン 菜	10. 11. 12	5	1. 0	600
み ず 菜	1. 2. 3. 10. 11. 12	5	1. 0	3, 000
合 計		305	66. 3	670, 100

2. 対象市場

- (1) 東北地区 山形市公設地方卸売市場、山形丸果
仙台市中央卸売市場、仙台あおば青果
秋田市中央卸売市場、秋田中央青果
- (2) 京浜地区 東京都中央卸売市場、
東京シティ青果、東京青果、東京千住青果、
東京新宿ベジフル青果、東京多摩青果
横浜丸中中央青果、東一川崎中央青果
- (3) その他地区 富山中央青果、
その他地域卸売市場 その他荷受会社等

[資料 2]

令和 5 年度生産者補給金保証基準価格

業務方法書第 17 条の規定に基づき、令和 5 年度の生産者補給金保証基準価格を次のとおり定める。

(単位：円/kg)

月別 対象品目	1 月	2 月	3 月	4 月	5 月	6 月	7 月	8 月	9 月	10 月	11 月	12 月
五 月 菜		357	274	258								
セルリー					345	243				313	229	196
せ り	1,300											1,456
ししとう							965	700	860			
かぼちゃ							181	169				
キャベツ									102	72	60	
せいさい										81	65	67
はくさい										73	48	44
ほうれんそう	595	482	384							473	404	470
小 な す					709	591	437	341	316	280		
チンゲン菜										247	231	266
み ず 菜	403	382	305							408	333	339

※ 算定基礎：山形市公設地方卸売市場・仙台市中央卸売市場及び東京都中央卸売市場大田市場の山形県産青果物取扱実績過去 5 年間（平成 30 年～令和 4 年）の平均価格（小数点以下切り捨て）

[資料 3]

令和 5 年度農作業料金

一般社団法人山形市農業振興公社業務方法書第 3 2 条の規定に基づき、令和 5 年度の農作業料金を次のとおり定める。

1. 基本料金

作業面積区分 作業の種類		30a 以上	20a 以上 30a 未満	10a 以上 20a 未満	5a 以上 10a 未満	5a 未満	摘 要
田 耕 う ん		9,450	10,395	11,340	12,285	13,230	円/10 a
代 か き		9,450	10,395	11,340	12,285	13,230	
田 植 え		8,500	9,350	10,200	11,050	11,900	
稲刈り糶運搬付		23,300	25,630	27,960	30,290	32,620	
畑 耕 う ん		12,400	13,640	14,880	16,120	17,360	
畔 塗 り		55					円 /m
草刈り	肩掛・自走	1,650					円/時間
	乗 用	5,600					円/10 a
剪 定		1,400					円/時間
立 木 伐 採		1,650					円/時間
苗 運 搬		77					円/1 箱
一 般 作 業 (稲作及び果樹・野菜に関する作業以外)		1,195					円/時間

※ 1 料金欄の金額は、10%の消費税及び地方消費税相当額を含んだ金額である。

※ 2 作業面積区分は、委託した圃場の合計の面積に対して適用する。

※ 3 上記以外の農作業については、理事長が別に定める。

2. 作業料金の割増

圃場がぬかるんでいる、稲が倒伏している又は変形圃場であるなどの理由により作業効率が著しく低下し、平常状態の場合の作業時間を超えて作業を行ったときは、上記の料金に超過時間分の割合を乗じた額を加算する。